

議案第 1 2 号

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町行政組織条例（昭和 5 1 年 3 月三宅町条例第 3 号）の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

---

## 三宅町行政組織条例の一部を改正する条例

三宅町行政組織条例（昭和51年3月三宅町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（部の設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

- (1) みやけイノベーション推進部
- (2) 総務部
- (3) 住民福祉部
- (4) まちづくり推進部

第2条を次のように改める。

（局、課及び室並びに係の設置）

第2条 町長は、前条に定める部の下に必要な局、課及び室を、課の下に係を置くことができる。

2 局、課及び室の名称及び部、局、課及び室の事務分掌その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

三宅町行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（部の設置）</u></p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</u></p> <p><u>（1） みやけイノベーション推進部</u></p> <p><u>（2） 総務部</u></p> <p><u>（3） 住民福祉部</u></p> <p><u>（4） まちづくり推進部</u></p> <p><u>（局、課及び室並びに係の設置）</u></p> <p><u>第2条 町長は、前条に定める部の下に必要な局、課及び室を、課の下に係を置くことができる。</u></p> <p><u>2 局、課及び室の名称及び部、局、課及び室の事務分掌その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>	<p><u>（部の設置）</u></p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</u></p> <p><u>（1） 総務部</u></p> <p><u>（2） 未来創造部</u></p> <p><u>（3） 暮らし創造部</u></p> <p><u>（4） 健康子ども部</u></p> <p><u>（5） 土木環境部</u></p> <p><u>（課及び係の設置）</u></p> <p><u>第2条 町長は、前条に定める部の下に必要な課を、課の下に係を置くことができる。</u></p> <p><u>2 課の名称及び部及び課の事務分掌その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</u></p>